

川崎市上下水道局固定資産使用料減免基準要綱

(平成19年3月30日18川水総管第790号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号。以下「財務規程」という。）第149条の10の規定に基づいて行う固定資産の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の認定)

第2条 使用料の減額又は免除を行う場合は、別表のとおりとする。

(算定方法)

第3条 減額が認められる場合の使用料は、川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱（昭和49年2月28日49川水総管第44号）の規定に基づき算定した使用料を次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した額とし、算式中の減額率は50%とする。ただし、特に必要があると認める場合は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がその都度定める。

(1) 使用料に消費税及び地方消費税相当額を含まない場合

算式

減額後の使用料＝使用料－（使用料×減額率）

(2) 使用料に消費税及び地方消費税相当額を含む場合

算式

減額後の使用料＝ {（使用料－消費税及び地方消費税相当額）－（使用料－消費税及び地方消費税相当額）×減額率} × 100分の110

(委任)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管財課長が定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に固定資産の使用を許可したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年1月30日26川上総管第2450号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月18日30川上経管第492号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日31川上経管第991号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、固定資産を使用する日がこの要綱の施行の日以後である固定資産の使用許可について適用する。

別表

減免の適用条項	減額又は免除できる場合
財務規程第149条の10第1項第1号	国、地方公共団体その他公共団体において、交通安全対策事業、防災対策事業、環境対策事業その他の事業のために使用するとき。
財務規程第149条の10第1項第2号	町内会、自治会等公共的団体において、掲示板又は防犯灯の設置等公益事業に使用するとき。
財務規程第149条の10第1項第3号	宅地から上下水道局において所管する土地を通行しないと公道に出られないとき。
	污水管、雨水管、給水管その他これに類するものを上下水道局において所管する土地にやむを得ず設置するとき。
	本市水道事業、工業用水道事業又は下水道事業と密接に関連する事業のために使用するとき。
	交通安全対策事業、防災対策事業、環境対策事業その他管理者が特別の理由があると認めるとき。
財務規程第149条の10第2項	地震、火災、水害等の災害により固定資産の使用許可を受けた者が、当該資産を使用の目的に供しがたい場合に、管理者が災害の状況やその程度を考慮して、必要と認めたとき。